

# 第37回 佐用町議会(定例)会議録 (第2日)

平成22年9月16日(木曜日)

出席議員  (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町長	庵途典章	副町長	高見俊男
	復興担当理事	山田聖一	教育長	勝山剛
	総務課長	坪内頼男	企画防災課長	長尾富夫
	税務課長	保井正文	住民課長	谷口行雄
	健康福祉課長	野村正明	農林振興課長	小林裕和
	商工観光課長	前澤敏美	建設課長	上野耕作
	上下水道課長	野村久雄	生涯学習課長	福本美昭
	天文台公園長	黒田武彦	上月支所長	木村佳都男
	南光支所長	春名満	三日月支所長	廣瀬秋好
	会計課長	新庄孝	消防長	敏蔭将弘
	教育課長	福井泉		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

【本日の会議に付した案件】

- 日 程 第 1 . 報 告 第 6 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて 専決第 22 号）
- 日 程 第 2 . 議案第 80 号 平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日 程 第 3 . 議案第 81 号 平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日 程 第 4 . 議案第 82 号 平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日 程 第 5 . 議案第 83 号 平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日 程 第 6 . 議案第 84 号 平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日 程 第 7 . 議案第 85 号 平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 追加日程第 1 . 発議第 10 号 野生鳥獣対策の充実・強化を求める意見書（案）
- 

午前 0 9 時 2 7 分 開議

議長（矢内作夫君） おはようございます。定刻より少し早いんですが、お揃いでありませぬので、ただ今から始めます。

早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

---

日程第 1 報告第 6 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて 専決第 22 号）

議長（矢内作夫君） まず日程第 1 は、報告第 6 号であります。専決処分の報告について、専決第 22 号、損害賠償の額を定め和解することについて、町長より報告があります。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） おはようございます。どうも。今日も、よろしくお願ひいたします。それでは、早速ですけども、ただ今、上程をいただきました報告第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、ご報告を申し上げます。

平成 22 年 8 月 1 日 9 時 55 分頃、南光自然観察村において、職員が作業中に、駐車をしていた入村者の自動車に誤って一輪車を接触させて、車両を破損させました。

相手方との協議において、早急な解決が求められましたので、国家賠償法に基づく賠償として、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定によりご報告を申し上げます。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、町長の報告は終わりました。  
これより報告に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） たまたま、小日山の事件と同じ日、8月1日、これは偶然でしょうけれども、じゃあ、確認したいんですが、この過失割合の関係と、それから、いわゆる総合補償保険ですね、この23万6,712円というのは、全額総合保険から出ているのかどうか。その2点をお願いいたします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） まず1点目の過失割合でございますけれども、当日におきましてはですね、8月1日というふうなことで、非常にまあ、入村者も多かったというふうなことから、職員の方から、ここに停めてくださいというふうなことで、駐車場所を指定をいたしておりますし、しかも自動車は動いていないというふうなことで、また、動いてない車に、誤って職員が、一輪車を接触をさせたということからですね、町村会の方とも相談をさせていただきまして、町に100パーセントの過失があるというふうなことで、100パーセントの責任を認めたということでございまして、この金額につきましては、総合賠償保険で全額対応させていただくということになっております。

議長（矢内作夫君） 他に、ありますか。他に質疑がないようですので、これで質疑を終結をいたします。

続いて日程第2に入りますが、日程第2から第7につきましては、9月7日に、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行いますので、よろしく願いをいたします。

---

## 日程第2．議案第80号 平成22年度佐用町一般会計補正予算案（第2号）の提出について

議長（矢内作夫君） まず日程第2、議案第80号、平成22年度佐用町一般会計補正予算案（第2号）の提出についてを議題といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。義次君。

3 番（岡本義次君） 7ページの35、40、この農林水産施設災害復旧費寄付金、子育て、災害義援金、この3項目について、件数と、一番多かった人は、金額的にいくらぐらいでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 民生費寄附金の 30 万につきましては、1 件でございます。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 農林水産費の寄附金ですけども、件数と言うよりも、今、発注をしております。それで、工事が完成してですね、寄附金をいただくわけですけども、当初予算で挙げている件数より、入札が、ドンドン進んでですね、工事が完成しておりますので、その分を挙げさせて、不足分をですね、入が多くなりますので、94 万という形で、挙げさせていただいております。

件数で言いますとですね、約 50 件ぐらいになると思います。追加でですね。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

〔岡本義君「一番下は」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） えっ、もう 1 つあった。

〔岡本義君「災害の、一番下の分。その」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） ああ、すみません。もう 1 つあるのかな。

〔会計課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、会計課長。

会計課長（新庄 孝君） 災害義援金の 496 万円ですけども、85 件でございます。

〔岡本義君「85」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 85 件。よろしいか。

はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 歳入。歳入の 6 ページから質問します。

まず、1 点目は、県の補助金の 10、総務費補助金 100 万円の補正です。新たな県の補

助事業なんですけど、新しいものですから、詳しく説明をお願いします。

その下も、117万5,000円も、新たな補助事業ですので、事業内容について、まず、説明をお願いします。その点が、1つと。

それから、8ページにあります歳入の雑入の中の3番目にあります地域公共交通活性化・再生総合事業補助金で、減額553万円について、お尋ねしますが、補正予算としての減額ではあるんですけど、この地域公共、この点については、地域公共交通活性化・再生総合事業の補助金を受けて、進められている事業については、現在、どのような事業展開というか、内容になっているのか、この3点について、お伺いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） まず、6ページのまちなか振興モデル事業の補助金でございますけれども、この事業につきましては、この22年度で、新設された事業でありまして、事業としては、合併市町の、旧町中心部等、活力が低下した地域のにぎわいづくりのための計画でありますとか、生活利便施設の誘致、あるいは空き施設、空き空間の改装等の取り組みを行いながら、地域のにぎわいを創出していくというような事業でございます。で、この100万円につきましては、これから、歳出の方でもありますけれども、さようまち・むら両立プロジェクト協議会という、この組織の中で、地域の活性化に取り組もうとしている事業でありまして、今年度の、この100万円につきましては、その計画づくりの補助金でございます。

で、計画づくりの補助金につきましては、県の補助率は、100万円を限度として、100パーセント、10分の10の補助がいただけます。そういうまちなか振興のための、地域の活性化のための計画づくりの事業でございます。

それから、もう1点、雑入の、地域公共交通活性化・再生総合事業の補助金でございますけれども、当初では、2分の1の補助ということで、1,120万5,000円の予算計上をしておりました。ところが、この活性化関係の事業の補助申請をしていましたところ、現実的には、国の予算等の関係で、大幅な減額の交付決定が来ております。そのために、553万を減額いたしております。

で、この事業に充てる関係でございますけれども、今年度の地域公共交通活性化・再生総合事業の補助金につきましては、今の予定では、路線バス、三日月・テクノ線への事業。それから、コミバスの佐用-船越線。それから、さよさよの実証運行、これは、自主運行の委託料関係ですけれども、そういった関係の事業に充当するというところで、先般の公共交通対策協議会の中でもご説明し、ご了承をいただいております。以上です。

健康福祉課長（野村正明君） まず、6ページのですね、民生費県補助金の部分で、社会福祉費の50万でございますけれども、これにつきましては、ご案内のとおり、もう全国的にですね、もうこの10年以上、自殺者が3万人以上を超えておるということで、国としても緊急対策を講じなければならないと。特にまあ、地方においてね、そういった緊急対策をお願いしますというような通達が出てきまして、国レベルでは100億、それを県まで流れてきましてね、これを市町に交付するというところで、21年度から23年度、そういった対策を取ります。その部分で、10分の10の補助でございます。持ち出しはございません。私とこは、50万の定額が来ました。それで、歳出につきましては、ページ11ページの社会福祉総務費で充当しておるわけでございますけれども、当然、現状といたしましては、

年度途中でもございますので、啓発関係に、今年については、力を入れたいなというふうに思っております。

それで、私とこが受けたという根拠につきましては、当然、健康福祉でございますので、いわゆる児童からですね、青少年、あるいは壮年も含めて、特にまあ、高齢者、今、いろいろ議論されております虐待の問題もございまして、うつとかね、そういった症状の方も、率にしたら5パーセント前後、潜在的にいらっしゃるというような統計もあるようございまして、これらにつきましては、健康面、あるいは福祉面で支えていこうということで、今年については、各種の講演会とか、あるいは、幕山にあります地域包括センターを主体とした相談業務、そういった部分で、フォローをしていきたいなというふうに思っております。

それから、節30の67万5,000円でございますけれども、これにつきましては、ご案内のとおり、いわゆる介護保険の方で対応しております、いわゆる限度額20万の住宅改造とは別にですね、この分については、当然、県費でございますので、県の方が助成していただくという、人生いきいきプランという部分でございます。まず、で、補助率については、2分の1でございまして、当初、あの、当初予算では、300万の150万をお願いしておったんですけれども、非常に、この案件、20万のんと含めて、抱き合わせで100万までというふうな部分で、申請が多ございまして、ここへ来てですね、補正しなければ、対応しきれないだろうなということで、挙げてございます。ご案内のとおり、そういった障害者の方も含めてね、いわゆる段差解消とかね、そういった部分が主ですけども、20万と80万足した100万事業をですね、展開していこうということでございまして、これから、こういった事業、相当まあ、事業費もかさまっていくんじゃないかなと。介護認定の増えていく実態を見ましたらね、今後、そういった配慮もしていかなければならないんじゃないかなと思います。

充当につきましては、ページ11ページの介護予防事業費に充当をしております。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 今、回答いただいた関係で、お尋ねしますが、最初のまちなか振興モデル事業補助金、県補助金について、回答で、その企画費の歳出で、今、10分の10、100パーセントの補助があるということで、今年、計画づくりということなので、計画を、今年作るということは、この補助事業そのものは、計画だけの補助で、その後、作った後の、その継続した補助というのは、見通しは、ありますか。今年度限りなのか、その点を、再度お願いしたいというのが1点と。

それから、公共交通活性化事業補助金の、減額については、国の方の決定で、こうなったということで、国の予算配分で減額されたということなのか、それとも、その地域の補助、今、最近、特に、地域の公共交通が、いろいろ不便になっている状況があって、手を挙げるところが増えてきて、そうなったのか。元々の額が減ったのか、それとも、希望するところが増えて、こういう形になったのか、ちょっと、その点、もう一度確認したいので、お願いしたいんですけれど。はい、お願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） まず、まちなか振興モデル事業の関係でございますけれども、今年度は、計画づくりということで、100パーセント補助の限度額100万円の事業を予定しております。ただ、この中でも申し上げましたように、どんな事業を実施していくかにもよるんですけれども、生活利便施設の関係、それから、空き施設の改装とか、活用関係、こういったものにつきましても、予算がついております。生活利便施設の立地支援事業を行おうとすれば、限度額500万ということで、この場合の補助率は、6分の1でございます。その他、空き施設の改修関係につきましても、限度額150万の2分の1、150万で2分の1とか、それぞれ、まだ、これ、計画以外にも、この事業によって、もし、うまく事業が実施できるようになれば、補助申請をすれば、その補助をいただけるようなことは、考えられると思います。

ただ、今年度の場合、計画づくりになってきますので、まだ、こういった事業をこう、やっていくかというのが、これからになってこようかと思えます。その関係で、今後の、その補助事業の補助を、いかにメニューの中で、取っていくかということが出てこようかなと思えます。計画づくりでなく、他の事業にも充当できるということで、ご理解いただきたいと思えます。

それから、公共交通の関係ですけれども、今年度につきましては、通常の場合、この2分の1補助なんですけれども、国の予算の中で、今のご質問にあったように、おそらく、他との絡みもあったと思うんです。全体の事業補助金の中で、申請箇所が多ければ、当然、その分で、補助金の額が少なくなってきます。そういう関係で、当初予定していた補助金より大幅に減ったと思っております。

で、事業についても、当初、予定していました、1,100万ぐらいな事業は、十分充当できるぐらいの実際の事業費としては、2,600万を越すような事業費が要りますので、本当、町の方としても、もう少し、この補助の交付決定を、当初予算並みにいただければ、一般財源の持ち出しが少なくすむんですけれども、国の予算の枠内でということで、こういう決定の中で、減額をさせていただきました。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 公共交通活性化事業補助金の関係では、その具体的な、3つの事業の関係の事業化に充てるという説明だったんですけど、その事業の運営にあたって、開かれている公共交通会議、まあ、議会の場合は、議長が代表で出られておりますけれども、その地域の方も加わってはおられるんですけれど、現実には、その、具体的な声として、利用される方の、その利便性と言うか、その関係で、たくさん利用される方というのは、なかなか声を挙げるのに大変な対象者ですけれど、その方の声がいけるような運営になっているのかどうかということ、最後にお尋ねします。交通公共会議の内容についてお願いします。

議長（矢内作夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 地域公共交通会議の、その内容につきましては、この地域公共交通に絡むJRを含むバス、タクシー、それから、地域の代表の中で、こう、いろいろと全体の協議をしていただいております。その中で、先ほど、話がありましたように、事業者だけでなく、やはり、あの、住民の方の利便性も、いかに考えていくかというような意見も出ております。そのためには、事業者とすれば、やはり、経営面を含みながら、運行回数とかもされているんですけども、逆にまあ、もう少し事業者の方も、少し運行回数とか、そういった回数を増やしてもらうことに、また、住民の方が利用されて、利用者も多くなり、また、収益の方も上がるんじゃないかなというような意見も出ております。

全体的には、今年度の会議については、21年度の町で行っております、この公共交通関係の全体的な事業の実施状況を報告し、そして、今、言いましたような、利活用についてのご意見をいただきながら、22年度の事業の実施計画を説明しながら、会議の中では、先ほど言いました3路線、全体では、2,600万を越すような事業なんですけども、補助金については、先ほど言いました、3路線に充当しながら、住民の方の、今後の公共交通のあり方を検討する中での実証運行の経費に充てさせていただくという、そういった内容の会議を行っております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 14ページ、第35款の土木費で、道路橋梁総務費の委託料なんですけれども、これ、あの、社会資本の老朽化ということで、国土交通省がですね、本年末までに策定をせよということで、きている分だと思っておりますけれども、本町において、どんなんですか、何件ぐらいの、この予防保全ですか、予防保全か、または架け替えとか、こういう橋梁について、どのぐらいの数があるのかということと。

それと、これ、あの、多分、建設50年以上だというように決められているんじゃないかと思うんですが、そこらどうですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） お尋ねの件でございますけれども、橋梁長寿命化の修繕計画の策定ということで、今現在、取り組んでおるわけなんですけれども、これは、市町におきましてはですね、25年度までに整備をせいということでやっております。県におきましては、7年間ということで、同じなんですけれども、今、やっておられます。それでですね、昨年、橋梁の点検業務ということで、修繕計画を立てる上でですね、点検を行って、今年度から、2カ年でですね、実施をしようということで、22、23で修繕化計画を立てていくということになっております。

で、お尋ねの橋梁でございますけれども、佐用町全体でですね、630橋ございます。

〔井上君「えっ」と呼ぶ〕

建設課長（上野耕作君） 630橋。2メートル以上ですね。2メートル以上の橋梁が630橋ございます。

ちなみにですね、今年度、今回補正も含めてですね、450 橋余りを修繕化計画を策定し、残りを来年実施するという方向でございます。以上です。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） これは、どんなんですか、金額的に、どのくらいなって、これ、国県の補助があるわけですか。どのくらいの補助があるんですか。

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 100 パーセントですね。はい。

〔井上君「100 パーセント、国の」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） よろしいか。

建設課長（上野耕作君） はい。

7 番（井上洋文君） 100 パーセント、国の補助ですか。

建設課長（上野耕作君） 修繕計画はですね。策定がです。

〔井上君「金額的には、どのくらいになるん」と呼ぶ〕

建設課長（上野耕作君） 今回、補正で挙げておる、301 万 5,000 円に対して、311 万 1,000 円の、県の、国県補助ということになっております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） これ、直すとしたら、どのくらいの金額が掛かるんか。その計画の中に、だいたい組み込まれておるといことは、まだないんですね。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） それにつきましては、当然今、点検業務を終わらせて、当然、これから修繕に向けてね、計画を策定する中で、予防することによってですね、予防修繕することによって、寿命、1 年でも先に延ばそうというような計画を、これから立てていきま

すので、これから、その事業費についてはですね、これから算定されるということでございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔井上君「はい」と呼ぶ〕

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 12ページの15番の予防費の20、扶助費、新型インフルエンザのワクチン接種でございますけれど、昨年も120万4,000円取っております、今年度、182万出ております。これらについて、昨年ですね、何人の方が接種し、これ、182万で、また、何人ぐらいの接種ができて、あとまだ、いわゆる、そういうインフルエンザのやつを、まだ取らんとあかんのかどうか1点。

それから、18ページ、災害復旧のことでございまして、15番の工事請負費、2億5,500万、これらについて、もう災害から1年経ちましたけれど、今もう、復旧しておる所とか、終わった所については、分かるわけでございますけれど、まだ、どう言うんか、後3年という、田畑の場合ね、3年という中で、復旧していくわけでございますけれど、後の分で、各被害受けられた農家の方達にですね、あなたとは、今年度でやりますとか、来年でやりますとか、そういう割り当ても含めてですね、各お家に通知が行っておるのかどうか、そこらへんについては、どんなんでしょう。

議長（矢内作夫君） 扶助費。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 12ページの扶助費でございますけれども、歳入につきましては、これ関連してございまして、ページ6ページの県支出金の中に、財源としては、ございません。

で、基本的にですね、この新型インフルエンザ接種助成事業はですね、まず、対象者が生活保護の方、あるいは、それに準ずる低所得者ですね、の方がですね、接種される時に、100パー補助しましょと。まずね、その内、県が、国県ですけども、4分の3助成しますよという基本的なスタンスですね。

それで、お尋ねの昨年ですけども、先日、決算でお認めいただきましたように、人数については、441人です。それで、昨年に比べですね、当初においては、大分低く見てたんですけども、先日、2日ほど前ですか、郡の医師会との協議の中でも出ておりましたけれども、時期的にですね、新型インフルの時期でございます。やはり、手立てとして、予算措置をしておきなさいと。県の方から指示を受けまして、補正をお願いしておりまして、県も、当然まあ、その4分の3をいただくんですけども、今年については、昨年の騒ぎもございましたので、ちょっと多い目にですね、持ったらなということで、総額200万ほど、当初と合わせてですよ。200万ほどの事業費で、人数については、520人ぐらいを予

定をさせていただいております。以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔岡本義君「先に」と呼ぶ〕

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） ああ、ごめんごめん。農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 18 ページですね、災害復旧費の工事請負費、当初予算でおかせていただいておりますね、今後まあ、順次、毎月ですね、入札を進めております。だいたい、月末にですね、入札を進めております。そういう中で、本年度のですね、事業進捗によってですね、件数がまあ、増えてきますので、不足分を工事請負費、2億5,500万ほどですね、計上させていただいております。

で、各農家への通知といい、事前のですね、あなたの所は、いつ頃入札しますよというのは、前も、ご質問あったと思うんですけども、それ、設計書を作ってですね、それぞれ農政局と手続きを踏む上です、確実に何月に入札しますよということは、なかなか言いにくい部分がございます。事情によって、事務手続きによって遅れる場合もありますので、そういう通知はですね、前回は答弁させていただいたように、通知はいたしておりません。

入札をすればですね、自治会長を通じてですね、それぞれ、土地、個人の所有地ですから、個人の所有地に入らせていただきますという承諾書を出したりして、その被災農家のですね、ご理解をいただいて、事業を進めているという状況であります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 前のワクチンのことでございますけれど、今年度、520人ぐらいが該当するということで、後残りについては、どんなのかな。まだ、数は出てくるんですか。例えば、来年度とか、そういうようなのも。その、いわゆる、低所得者とか、それから、それを受ける児童の数から言うたら。これで、全部終わったというふうに解釈するのか、そこらへんについては。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） これにつきましては、先ほども言いましたようにね、対象者が、そういった生活困窮者という部分の、いわゆる全体の中の一部ですから、別途ですね、当初予算に、高齢者インフルの部分で、1,200万ほどだったと思うんですけども、それも、ちゃんと手立てはしてございます。

後、一般の方についてはね、申し訳ないんですけども、助成措置はないんで、見えてこないんですけども、まあ、当然、一般の方と、それから、この今回のね、生活困窮者、それから高齢者、それぞれ大きく分けて3分野の方についてのね、接種の励行というんです

か、そういったものについては、本格的に 10 月以降ですね、啓発をしていきたいというふうに思いますし、それ、先ほど言いました 2 分野にかかるね、助成については、また、議員お尋ねの、それ以上になればね、また、増額をお願いしたいと思いますけども、高齢者の部分では、昨年、去年ですね、だいたい統計的に見ますと、この生活困窮者も一般の方も含めて、20 パーセント強だったんです。接種率がね。それを、大分、高目には、見てます。ただ、高齢者の方は、やはり体力的なものもありまして、60 パーセントぐらいだったようです。実績はね。それ以上には、見ているんですけども、いずれにしましても、接種していただくことによって、予算が足らなくなったらですね、その節には、また、よろしくをお願いしたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 農林振興課の方で、入札した時点で、自治会長に通知して、各お家に届くような格好になっておるといことでございますけれど、後、2 年の中です、集落によって、もう工事やっておると、済んだところあると思うんですけど、だいたい、年度ぐらいはね、入札してからというんも、そりゃ、確かな、確実なんかも分からんけれど、よく、いつやってくれるんやろかというような声もよく聞くんでね、そこらへんについては、あんたどこ、今年はできるでとか、どこそこの山田さんとは、来年の分じゃでとかというようなことでね、ある程度、もう少し、年度的にも、分からへんのかどうか。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今、お尋ねのですね、個々に通知という件ですけどですね、だいたいうれるところは、順次うってきてます。それで、これからですね、河川改修絡みの区間とかですね、関連しておるところがあります。そういうのは、これから、不確定要素が結構あるわけですね。それで、個人さんに、だいたい、いつ頃入札しますよということも言ってもですね、実際にできなかった場合というのはですね、いろいろまあ、住民の方も 1 日も早い、被災の農家はですね、1 日も早い復旧をとということを願われているのは、重々承知はしておるわけですけども、皆さん、そういう思いです。

そういう中で、優先順位を付けていくというのも、これも、また難しい話ですので、そういうことの、後々のご理解をいただいて、事前のトラブルを、できるだけ少なくするのは、個々に問い合わせがあればですね、丁寧に、そういう事情を説明してですね、時期は言えませんが、できるだけ早く復旧はさせていただきますよというお話は、個々にはさせていただきます。

しかし、時期を明確にですね、言うということにはですね、未だ不確定要素もたくさんありますので、そのへんは、あんまりあやふやなことを言ってですね、逆に住民に不安を与えてもいけませんし、いろいろな考え方でですね、いろんなトラブルも起きる可能性もありますので、そういうことを防ぐためにですね、時期は言わない。だいたいのですね、いつ頃ですよというのはですね、個々に尋ねられたら、お話しはしてますけども、しかし、それは、確定ではありませんよということね、対応はさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、同じ 18 ページの農林災害の関係で伺います。

補正額が 3 億 5,150 万ですけども、まず委託料の関係で、災害復旧県委託料 6,650 万円。まあ、県に委託するということ分かりますけども、何箇所ほど、この予算化されているのかということと。

まあ、数が少なければ、どこの場所か。できたらお願いします。

それから、それを含む工事請負の補正が、2 億 5,500 万ということで、委託料と合わせて、3 億 2,000 万ほどになります。それに対して、予算内訳の関係ですけども、国県支出金が 2 億 2,667 万 4,000 円ということは、国県補助率からすれば、これは、70 パーセント補助ほどになります。これは、激甚指定ということでね、これは、査定にかかった部分でありますので、激甚指定ということで、農地で、96.5 パーセント、農業用施設で、99 パーセントという説明で、この間、来ております。それからすれば、あまりにも、この補正予算の財源内訳の率が低いわけでありまして、そのあたりの説明等ですね、お願いいたします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） まず最初です、委託料、県の委託料、これはですね、河川改修区間にですね、あります、農業用災害、これについてはですね、私どもが補助を受けるお金をもってですね、県の方に、そのお金で委託をさせていただいて、河川改修工事とですね、一緒にやると。そして、同じような機能回復をしていただくという形です。

それで、現在ですね、今、河川復興室と調整が進んでいるのはですね、今回挙げさせていただいております 15 件。

〔鍋島君「15 件」と呼ぶ〕

農林振興課長（小林裕和君） 15 件です。後、まだ 10 件ほどはですね、これから調整が済んでませんので、順次進めておりますので、確定したものからですね、こういう委託料として挙げさせていただきたいというふうに思います。

それと、工事請負費の関係ですけども、今、先ほどの農地、施設ですね、90、まあ高率の補助をいただいております。

で、その補助対象についてはですね、それで、その補助率はいただけますけれども、事業をするに当たってですね、補助対象にならない部分もございます。農地の中にはですね、反当限度額と言いまして、反当り上限の補助金は、これだけですよというものもあります。そういうものの中です、残りについては、町費で持たなければならないということになっておりますので、そういうことも含めてですね、単独費、それが、押なべて、今、計算すればですね、率は 70 何ぼという形になりますけども、補助の分は、補助分で計算をし、単独費は、単独費です、差し引きをして、今回 2 億 5,500 万という形です、挙げさせていただいております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 補助にならない分というのは、まあ細かな、いろんな規定はあるんだろうけども、ちょっと、私らが聞いているのはね、この前、説明受けてきたのは、査定受けてね、査定で、申請して査定受けて、査定額が決定するというので、してます。

で、今、言われている補助の対象にならないというのは、その査定額とは余分に、補助の対象にならないということがあるのか、査定決定額の中に、補助の対象にならないというようなことになっておるのか。というのは、これ 8 月 20 日の議員協議会で町長がね、反当りの限度額 50 万というようなことが、まあ、初めて聞いたんだけど、こんなことあるんですという説明があって、だったら、それはもう、補正予算が出るから、その中で、詳しい説明ということになっておるんですわ。それで、伺いよんやけども。

まず、聞きたいのは、査定決定額の中に、実は、補助対象外のものがあるということなのかどうか。

それから、その反当の 50 万円もそうなんですけども、そのあたりを説明願いたいんですけど。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 査定ですね、決定額は、補助対象額です。

〔鍋島君「なるだろ」と呼ぶ〕

農林振興課長（小林裕和君） 補助対象額です。

で、そうでない部分があります。

例えばですね、例を言いますと、500 万の申請ですね、反当限度額にかかって、補助対象は、決定は 300 万しか認められないと。それで、残りの 200 万は、単独費ですよ。しかし、その 500 万で事業しないとですね、その補助の部分も直らないという。まあ、工種的には、直らないという部分がありますので、そういう制約があってですね、補助で決定したんは、14 億、ちょっと細かい数字まで忘れまして。これ 14 億 7,000 万ほどだったと思います。しかし、全体の事業費は、15 億くらいだったと思います。その差が、単独費でもって直していくという形になってきますので、そういう差が出てくる。それで、事業進めてきますと、精算によってですね、その額が変わってきますので、そういう部分もですね、当然、単独費で直さなければならないということもある。

申請の中には、申請額は総事業費で申請しますけども、そういう反当限度額というものでですね、その内の何割しか認めないというものが、申請の中、農災では、そういうのがありますので、そういうのをトータルして、こういう形になっております。

〔町長「反当限度額について、もうちょっと、きちっと、説明して。やはり、僕の方から、そういうふうに、この補正で言います。話しますと言うてあるんやから」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 反当限度額というのは、1反当たりいくらですね。それを復旧するために、1反当たりいくらという、傾斜とかですね、そういうもので、表があつてですね、最低は22万か3万ですかね。それから、最高40何万までの、そういう決めがあるわけですね。それで、その被災しとう影響範囲ですね、影響範囲が、何ぼの面積かつていうことによつてですね、その補助率が、最高の補助率というのが決められております。それで、その超える分については、単独費でやらなければ、その全面が直らないということになりますので、そういう差額のことで。

だから、1反当たりいくらという、補助率の最高限度額が決められておりますので、それ以上、超えて直さなければならぬ場合には、補助金プラス単独費でもって、そこを復旧していくという形になります。よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 今、聞いただけじゃ分かりません。そりゃね。なかなか。詳しいことはね。

それで、ちょっと、まあ、災害調査特別委員会も兼ねて、その中で、また聞きますけども、で、確認したいのはね、査定設計額に対して、平均97パーセント、国県補助という、それは変わらないと、今、言われたんです。

ただし、聞き方によってはね、補助対象にならないということだったら、これ改良復旧かなというふうにも聞こえるんだけど、そのあたりは、ちょっとどうか、実態分かりませんが、聞きたいのは、激甚指定ということで、97パーセント国県補助、で、残りの3パーセントについて、町、地権者で半分ずつ負担だとか、まあ、地権者は1パーセント以下とか、いろんな割合決めているみたいですけども、国県補助にかからないということは、かからない分については、そのまま、ストレートに地権者負担の方にいうようなことで、されておるのかどうかね。

それとも、いやいや、それも含めて、町単独でみて、地権者負担は、変わらないというふうなことになっておるのかどうか。この点だけ、確認しておきたいんですけど。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今、反当限度額ですね、町単になった分、それを通じたの受益者負担ということになりますけども、考え方としてですね、いくら、それが、先ほど、500万を例に言いましたけども、そういう形で、補助対象は、300万、400万でしょうけども、100万が、ほな単独費であるといつたら、それは、受益者負担が増えますので、しかしながら、500万をかけてやらないと全体が直ってきませんので、500万全体を90何ぼという形にしてですね、その分、町が持たせていただいて、受益者負担は、それに見合う、今、補助残のですね、2分の1を持っていただく。だから、全体事業費を補助だという考え方で、対応をさせていただいております。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番(新田俊一君) 14ページの林業振興費のどこなんですけれども、ちょっと、私、7日の日に、葬儀のため欠席しておったんで、説明等は、ちょっと聞いておりませんので、申し訳ないんですけれども、1,081万8,000円ですか。これ倒木処理等対策事業で、これ委託料と書いてあるんですけれども、これ、補助費の方になるんですかね。仕事されるんですかね。それとも、どういった内訳になっておるんか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

〔農林振興課長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 倒木処理についてはですね、21年度ですね、災害後において、溪流等ですね、倒木があります。地滑りをした所ですね。倒木と、その横にですね、まだ、斜めにでもですね、立ってる倒木があります。そういうものですね、二次的に落ちないようにということですね、新しい補助制度ができました。県の施策としてですね。それで、その倒木を処理をするのですね、トン数いくらという形で、県の方が決めてですね、それによって、県の、県が3分の2、町が3分の1ですね、事業を進めています。で、当初、21年度は3箇所やりました。それで、22年度についてはですね、当初予算で226トンですね、整備をしようということですね、当初予算を挙げさせていただいております。まあ、しかしながら、今回、また、県の方もですね、そのまだ、やる箇所がたくさんありますので、町で調べればですね、トータルで470トンぐらいありますので、その差ですね、今回、260トンですか、それぐらいのんで、追加でまあ、要望させていただいて、早急に対応していく。それで、これについてはですね、森林組合の方に委託をしてですね、事業を進めていただいております。

議長(矢内作夫君) よろしいか。

〔新田君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、新田君。

2番(新田俊一君) まだ後、ほんなら、半分以上残っておることなんですけども、そんなことでなくなるんですか。溪流とか、谷ごに、こう木がかやっておるやつが。僕らが、ちょっと山に入って、うろろろしてますと、それは、相当数あるんですけどね、そんなこと、後何ぼですか。270トンほどあるんですか。そのぐらいのことで、もう谷川の方へ、水が乗って、川に流れるというようなことは、ないわけですか、それ。それで、完全に直るんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 完全に直ると言ったら、全箇所は、できません。緊急にですね、当面、緊急の箇所をですね、県と協議をしてやらせていただいております。こういう事業

はですね、やっぱり継続して、年々やらなければならないし、1年や2年でですね、片付く、財政的な問題もありますから、1年や2年で、短期的に片付くようなことにはならないと思います。

今後、こういう事業をですね、県にも、引き続き継続して、支援制度をお願いしていく必要もあろうかと思えます。

今回来ているのはですね、21年度でできた制度によって、今、県からですね、財政的な支援も受けながらですね、当面、やっていけるところはですね、できるだけ早くやっていく形でですね、事業は進めさせていただいております。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） これは、今まで、町の補助もろて、森林組合が、ずっと間伐とか、いろいろされて、勿論、倒木とか、風倒木ですか、いろんなものをこう、ずっと処理して来ておったわけなんですけれども、ほとんど切り捨てごめんで、木切って、そのまま、放ったがいとうというような状況が多いわけですね、森林組合が、今度は、そういったことを頭に入れてね、ちゃんと、そういったことを、ここまでしておけば間違いないというような状況を、指示してやられるんですかね。今の状況、三日月でも来て見てもらったらええんですけども、全部、切捨てごめんで、谷川の方に、ドンドンと落とといとんですよ。今度、森林組合の方、ちょっと、僕は、森林組合のやり方、ずさんだったと思うんですよ。言葉きついんですけど。この度は、こういったことについては、きちっとした処理をしていただけるんかどうかいいうことを、ちょっとお聞きしたいんです。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 16年からですかね、災害によって、風倒木が、たくさんあります。それによってですね、その新しい制度を作ってですね、玉切りにして、それを、その横に置いてですね、それによって、表面の土砂の流出を防止したり、それは、それで、1つのですね、手法ですから、そういう制度も、今現在もですね、活用もさせていただいております。

しかし、この今回の、この倒木についてはですね、チップに出す分と、持ち出して処分する分という形の事業でありますので、この倒木処理の、この事業についてはですね、山に置かないで、それを持ち出して、処分をしていくという手法を取っております。

〔石黒君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石黒君。

13番（石黒永剛君） 野村課長の方から、期せずして出たんですけども、このインフルエンザです。流行期を前に、

議長（矢内作夫君） ちょっと、マイク使うてください。ちょっと聞こえにくい。

13 番（石黒永剛君） 流行期を前に、予防接種等で、その対応をするんですけども、もし発生した場合のプランニングは、学校も町の方もできておりますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 議員お尋ねの件は、新型インフルが発生した時、はい。それにつきましては、昨年ですね、ああいう異常事態を検証する中で、龍野健康福祉事務所を核としてですね、この6月頃から2回程度ですね、各フィールド、いわゆる、その今お尋ねの小学校とか、中学校、保育園も含めて、それから、介護施設の事業所、それから、当然、福祉施設ですね、そういった部分の昨年の課題とか問題点を整理する中で、有事の時には、こういう調整なり連絡網ですね、当然、医療機関の先生方も、同席していただきまして、そういった、どう言うんですか、今、おっしゃったように、プランニング言うんですか、計画ですね、行動計画。それを、ほぼ作り上げております。それについては、私とこが、主管でございます、先日、2日前にも、一番こうお世話になります医療機関ですね、先生方にもご理解いただいて、概ね、これでいこうというふうな行動計画を作り上げたところです。役場内においても、課長会等で検討していただきまして、企画防災の指導も受ける中で、体制を作り上げております。

ちなみに対策本部長は、町長でございます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

13 番（石黒永剛君） はい、それでよろしい。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 関連します。新型インフルエンザワクチン接種について、お伺いしたいんですけど、昨年、初めてということで、対応について、接種する順番とかが決められて、厳格に、順番がありましたけれど、今年は、そういう点では、接種スケジュールと言うたら、あれですけど、そういうものは、特に、具体的にどうなのかという点と。

それから、接種については、この度の補正予算の内容は、いわゆる生活保護世帯であり、町民税非課税世帯など、国の制度でいう無料接種を受けられる方を対象にした内容での予算化なんですけれども、進んでですね、新型インフルエンザ、その方だけが、そういう形で、受けられるんですけど、町民で、その特に、接種で、これ、大人になると1回で済むんだけど、子どもなんかは、2回接種すると。その費用的にですね、接種料の点で、高額になるので、そこらへんは、町独自でね、考える必要があるんじゃないかと、これまでも取り上げては来ましたが、その点は、今年については、どうなのか。新型インフルエンザワクチンの関係については、その2点、聞きたいと思います。

それと、9ページ、歳出の他の点ですけど、総務費の中で、1つは、職員、委託料、一般管理費委託料、職員採用試験業務委託料の25万、これは、どこに、どんな形になるのか。

それと、12 ページの、児童福祉費の中の保育園費で、1,165 万 7,000 円の補正について、社会保険料が大きな金額になっておりますけど、これのまあ、経過ですけども、内容。そのインフルエンザと共に 3 項目について伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） まず、インフルの接種の順番ということでございますけれども、確かに、昨年いろいろね、新聞報道等で、いろんな問題提起を投げかけたところですけども、2 日前までの情報によるんですけども、あくまでも。その段階では、順番は、特に決めないという情報が入ってございます。

ただし、医療関係者ですね、これについてはまあ、やはり、その優先順位が、いう部分が、どうも臭わすような報道がされております。確定は、してございません。

それと、2 番目の助成でございますけども、本日、お願いしておる部分につきましては、度々申し上げておりますように、生保の方とか、いわゆる今、おっしゃったように非課税のね、いわゆる低所得者を対象とした制度ですね、国県を財源としたね、一部、それは、当然、一般財源を充当しておりますけども、4 分の 1 ね。これが、まずあって、先ほども言いましたけども、当初においては、高齢者のね、インフルのですね、助成がございます。これは、ただし、個人負担が伴います。昨年は、高齢者、1,500 円負担だったと思います。残りを町が、お出しするという部分ですけども、これについては、町長の方も英断をいただきまして、まあ、近隣、たつととかね、そういった部分の負担が、どうも 1,000 円が多いという部分で、今年、1,000 円でいただいて、後を、町でという部分ですけども、この悲しいかな、まだ接種料金ですね、この部分は決まってないんです。だから、いくら、差額を出したらいいのかということは、課題が残ってますけども、それに対する助成は、まず、ありますね。ですから、生保と、低所得者と高齢者ですね。昨年、高齢者で、ごめんなさい。先ほど、言いましたように、生保関係については、440 人ほど受けられたと。高齢者については、約 6 割の、4,000 人ちょっと切れるような数字ですけども、それを踏まえて、当初では、4,000 人分ぐらいをね、3,000 円として、町の負担を、そういう取り組みをしてございます。

それと、お尋ねの一般とか、その他の部分ですけども、これにつきましては、当然、いろいろな課題もありますし、当然、今言った 2 分野の方が、助成いただくという中で、いろいろご意見もあるでしょうけども、これについては、財政的な部分も、これ財政のこと言ったら駄目なんでしょうけども、他市町の部分等もございまして、調整ができてございません。現段階については、助成はございません。そういうことでございます。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） ああ、ごめん。総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 9 ページの一般管理の委託料の、職員の採用試験の業務委託の関係ですけども、職員の採用試験につきましては、町村会の方に、12 町、町村会の方に委託して、統一試験を実施しております。その中で、今年度から、その町村会の統一試験の中で、

教養とか一般試験につきましては、共通の町村会の試験をするということで、作文試験につきましては、これまでも、その12町の中で、いろんなバラつきがありました。独自でされているところもあれば、方法等も違っております。そういう中で、今年から、作文試験については、各町村でということで決まりました。その中で、佐用町の方につきましては、作文試験について、今回、補正予算挙げさせていただいているんですけども、町村会の方から紹介していただいた、3業者、民間ですけども、全て民間ですけども、従来、町村会が、その作文試験を委託していた、その業者の中から、3業者を紹介していただいて、その中の見積りを徴収させていただいて、その最低業者と、今回、委託契約をさせていただくということにしております。以上です。

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長、その保育園費については。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 保育園の、この共済費につきましては、当初予算で、申し訳ないんですけども、計上漏れということで、今回、補正を挙げさせていただいてます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） まあ、後から、答えていただいたやつからですけど、保育園のは、計上漏れというだけの理由ですか。他意はないわけですね。臨時保育士の、その社会保険料ですから。その点、もう一度確認しますが。

議長（矢内作夫君） 総務課長、他意。

17番（平岡きぬ糸君） それとね、他に、お答えいただいた関係で、一番最初にお尋ねした新型インフルエンザワクチンの接種の補助の関係で、高齢者の、そのまあ、お話されているのは、いわゆる季節性、通常の風邪、インフルの関係と、それから、新型と、こう二種類、予算でも計上してますよね。だから、その点、新型インフルも効き目があるインフルエンザワクチンということなんですか。その先ほど、高齢者の補助の関係をこう、説明されたんですけど、高齢者も低所得であり、生活保護世帯ではないの方が、圧倒的だと思うんで、その点が、ちょっと一緒に聞こえるので、もう一度、整理して説明してください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 今年についてはね、私、漏れておりましたけれども、昨年の教訓を踏まえてね、季節性インフルにも効くと。新型にも効く。いわゆるその、専門用語で

3価ワクチンというらしいんですけども、それを接種していただくと。これについては、生保、低所得者、あるいは高齢者の方も一緒でございます。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 単なる計上漏れです。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） ちょっと、2、3。さっきの職員の採用の件ですけども、これ、一律であるということなんですけども、まあ一律でもらったらいいんですけども、採用する時の、採点の、作文は、各町なんですけども、一般教養は、全体であるということみたいですけども、これ一般教養におく合格の基準というのは、各町で持つのか、合格の基準は、それもやっぱり県で持つのか、そこらへんは、どうなのかという点と。

もう1個、ちょっと、いきなり話が変わるんですけども、その野生の、13ページにある野生の防護柵でして、約1,000万近く拳がってあるんですけども、今、イノシシ、シカ、本当に多いと思います。この前、僕、初めて、野生のイノシシと対面しまして、対面ということないけど、親子で、向こうから走って来まして、ちょっと、これは怖いなというのがありまして、実際問題初めてでした。それが、夕方4時、5時頃だったの話だと思うんですよ。田んぼの中、走り回っておって、なんですけども、他で、聞いてみると、結構もう、そこら中で見ますよという話、この前も聞いておったりしてね、だから、もう基本的に、これ防護柵だけで、本当に、この予防いうんができるんかという部分と、僕ちょっと、今日朝、テレビでやっていたんですけども、今、アライグマが、もの凄く多いらしいですね。国宝なんかが、そこら中で傷められていると。多分、僕らも分からないけど、いてるんだらうなという気がするんですよ。そこらへんを、今後、ほんまにどうするんか。この防護柵だけをいくらしても、根本的な対策を取らないと、ほんまに農家、やる気なくなってしまうというのがあるんで、そこらへんの、ちょっと、どういうふうな方向性を考えているのか、この2点、ちょっと、伺います。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 職員の採用の試験の関係ですけども、共通の試験は、一般教養と専門の試験があります。その一般教養、専門の試験の足切りと言うんですか、一応基準と言うのは、平均点を、まずクリアするというのが、まず1点です。

それと、後、その平均点をクリアした、候補者の中から、各町、佐用町でしたら、何人採用するか。どの職種を何人採用するか。その採用、人数に基づいて、その一次ですの、二次の、一次合格者については、その人数の概ね、3、4倍の人数を一次合格者とい

う形で、試験は対応しております。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 獣害の関係ですけどね、これはまあ、ここ数年来ですね、大変、農作物の被害があつてですね、農家も頭も痛めてますし、町の方もですね、苦慮しているところです。今年は特にですね、イノシシの被害、今、ちょうど、水稻の刈取り時期に入ってます。今、水稻の農業共済の方に、毎日ですね、班編成をしてですね、評価に出ています。その被害の届けはですね、今日時点で、300筆ぐらいもう、出てますけども、もうほとんどが、獣害の、イノシシの被害です。そういう中で、今年もですね、大変多い、未だにですね、日中にでもですね、水稻の中にですね、潜んでおるというのもあります。そういう中で、防護柵だけしてですね、これで100パーセント防げるのかっていったら、そうでは、今までもね、お話しているように、そうではないというふうに思ってます。根本は、そういう適正な数でですね、生息数が、適正な数で、対応するということが一番だろうと思います。

ほな、適正な数がいくらなのかと言われればですね、まだ、そこまで、数まで分かりませんけれども、しかし、今、昨年から特措法もできてですね、町として、取り組んでいるのはですね、対策協議会も作り、猟友会にもお願いをしてですね、特別駆除班なり、大型捕獲をしたりですね、設置をする予定にしたりですね、それから、また、農家の皆さんにおいてもですね、その餌場になるですね、今、刈取りが、こう終わってますけれども、早もう、株から新芽が出てます。そういう物が餌場になりますので、そういうとこをですね、早く耕運してですね、そういう餌場を作らない。いろんな方向からですね、協力なりしていただきながら、対応していきたいというふうに思っております。そういう運動もですね、対策協議会と協議しながらですね、進めております。

まあ、あの、根本は、やはり、生息数をですね、適正な数にするということが、根本です。引き続きですね、県とも調整しながら、また猟友会なり住民の皆さんの協力を得ながらですね、進めていきたいというふうに思っております。

議長（矢内作夫君） はい、山本君、よろしいか。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） うん、あの、適正な数に、ほんまにしてもらわないと、今、網しても、網の内側に、多分、いてるんだと思うんですよ。内側にいてるもんですから、そら、ほんまにどうにもならないし、さっき言われたように、元々、シシというのは、僕らは、夜、うろうろするものだろうと思っております。ところが、今、昼日中から、うろうろしよんですね。田んぼの中におるんだから、昼日中しようわけですわ。だから、これ、今、30筆どうのって言いよったけど、僕も、去年、一昨年だったか、ちょっと、被害、途中まで出したんだけど、もう止めたんですよ。こんな途中を出して、見に来ますって言うて、見に来よう内に、ドンドンドン、広がって、こんなたまらんから、先、刈ってまえいう形で、刈ったことがあるんですけども、これ、しかし、ほんまに気合入れてやっ

てもらわないと、この前も話しよったですけど、今、猟友会の人が入るんで、山に入る時は、気をつけてくださいとか、山のふもとに車置いておいてくださいとかいう放送しながら、実は、町民の、いうんですけど、鉄砲の音を、いっこも聞かないと言われてました。で、実際問題、いっこも聞かないですね。犬が吠えよう声も聞かないし、放送はしようけども、実は、猟友会いっこも山へななが行ってないだろういうて、いうのを言われてました。多分そうなんだろうと思うんで、まあ冬の間取るんなら、ほんまにこう、ちょっと無理してでも、何とかこう、考えてもらわないと、網のこっちにおったら、その稲作だけじゃなくして、実際、シシが走ったら怖いんです。はっきり言うて。

さっき言ったように、親子で、こっち来たんですけど、やっぱりちょっと、怖い。僕らならいいけど、子どもとかで、かまれるとかしたら、今よう、熊もあるけど、この前熊出てましたけど、シシは、あんまりないにしても、しかし、何があるか分からんいうのを考えたら、そこらへんを、ほんまに対処しないといけないのと、さっき言うた、アライグマが、今、かなり出ておるみたいな形で、今日、テレビで言いよったんで、多分、うちらにも、もっともっとうちら、分かりにくいけど、おるんだらうと思うんで、そこらへんの対処も、ほんまに真剣に考えないと。ほんまにこう、バカらしくて、百姓、うちななか、今年、あんまり作りませんでしたけどね、いろんな畑もね、そこらへん、ちょっとほんまに考えてもらえないなという気がします。

それと、もう1点、先ほど言った、平均点なんですね。採用試験の。をクリアすることなんですよ。平均点。その平均点は、何点かというのは、公表するんですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 平均点については、公表は、今のところしておりません。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） 公表せんなら、実際問題、ねっ、前の倍ぐらい、だいたい一次で取ると言いよったけど、ほんまに、その人らがどうなんか。よう分からへんのん違うか。これ町民多くの声から、そういうのを聞くわけです。

それで、よく言われるのが、ほんまに、適正な採用しよんかという部分を、結構聞くわけです。そんなことはない。きちっとしよんやろうという話は、聞くんだけど、けど、実際問題、県でしょうから、県でしょうからと言っても、その最終的な部分の、その基準がね、曖昧な感じであって、だったら、あれ、町単位にで基準作っておるのかなという話になってしまえば、何もならないんで、本当にその、県の標準が、どの程度なのか。標準を、平均点をクリアした者しか、一次試験を採用を認めないように、きちっとしているとか、いう答弁を、きちっと、もらえりゃいいんです。言うとう意味分かりました。分かりますか。

例えば、さっき言ったように、こう平均点、テスト100人受けて、平均が50点やったと。一次試験通るんは、この50点以上の者しか、絶対通しませんよと。その上で、作文試験受けてもらうんですよということを、明確に答弁してもらえりゃいい。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 一次試験の採点は、町村会の方にさせていただいて、その結果については、全て、町の方に、町が申し込んだ試験、受験者については、全て、結果については、来ます。

で、作文試験も、従来作文試験も、その点数の中で、判断されて、こちらの方に点数も来ております。だから、その何点かということについて、もし、その、情報公開の問題もありますけども、それをクリアできれば、その受験された方が、自分が何点であったかということを経営公開して欲しいという、そういう申請があれば、私は、その情報公開の手続きで、その方については、その方の情報については、公開できるんじゃないかなと思います。

ただ、一般的に、佐用町は、この平均点、こうでしたよということについては、これは、やはり全体にかかわることですので、それは、できないものと思っております。

10番（山本幹雄君） ちょっと、答弁が違うじゃけど、もう1回ええか。答弁が違うから、どういうことか言うと、僕は、さっき言うたように、個人の、何点言うてくれなんて言うてない。ただ、個人の情報は関係ないんや。先ほど言うたように、ねっ、向こうで採点してもらって、そこで基準があると。平均点以上というのを1回目の答弁になったんだから、平均点が何点以上、今回、さっき言うたように、50点が平均点やいうんなら、50点で、ええわけ。60点が、60点平均というんならええわけや。その基準を、僕、一番最初に言うたけど、そういう基準を県が持っておって、採点するところが持っておって、その基準をクリアした者しか、一次試験を通してないんやなと言うとうわけや。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その時々によってですね、受ける、受験される人数も違いますし、その時の点数も違います。

で、確かに、平均というものは、当然、出ます。当然、最低基準は、平均点以上を、合格とすると。最低基準を、平均点を基準とすることにしてます。

ただ、平均点は、の方が、その人数的にね、例えば、1名、採用するのに、その、ほんなら、全部が、その平均点であれば、平均点以上が、ある意味では、固まってしまって、たくさんの方が、平均点ギリギリのそこだという時であれば、当然、それはその、上位から、何名を、その第一次試験の合格点ということにしてます。それはね。

だから、そこは、県の点数の基準とか、何とかじゃありません。これは、あくまでも町が責任を持って、採用試験をしているわけですから、ですから、県に、そのことについては、県に対して、町村会に委託して、試験と採点と、それ全部、それをしていただいています。ですから、後は、私は、町が責任を持ってやっているんで、公正にやっていますから、公正にやっているとしか言いませんし、それで、そのおかしいと言われるんだったら、それは、その方の考えであって、私は、公正にやっているとしか言えません。

〔山本君「基準より上なんやなと言う（聴取不能）」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 　　だから、基準よりか上を取ってます。全て。

〔山本君「そう言うてくれたらいいんですよ。僕は、最初から何回も言うてるんだ。基準を作って、それより上なんでしょって言うとなや。僕、上って言うてもろたらええ」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 　　だから、上を全てじゃなくって、基準以上を対象にしているということですよ。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 　　じゃあ、関連で、確認したいんですが、今の問題では。

従来ね、旧町時代は、今言った、その時の平均点での足切り。基本的には、一次試験は、ほとんど、平均点以上の候補者をパスをさせているというような形で聞いてきました。

で、今の町長の答弁では、平均点以上の上位順位から、上位から何名という形で選んでいるというふうなことに聞こえたんだけど、合併後も職員採用少なかったんだけどね、この間の合併後、平均点以上だけでも、いわゆる応募者多かったために、候補者多かったために、平均点以上でも、一次、もう足切ったというようなことになっているんかどうか、実態ね、それが1点。

それから、2点目に、先ほどの総務課長の発言は、非常に前進的な、いい発言だと思ったんだけど、これは、確認したい。いわゆる情報公開条例で請求すれば、平均点と、その人のね、その方の得点。これは情報公開条例に則るというふうに答弁されましたけれども、それは、確認していいかどうか、この点をお伺いいたします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 　　手元に、過去の採用試験の人数とか、データ持っておりませんので、私が、対応した去年、総務課長ということで、去年と、それから、今年、今、まさに試験のシーズンに入ってます。その2点、2回の実状から申しますと、非常に町の採用人数に対して、応募者というのは、10倍以上の応募者、全ての職種において、一般行政職、それから、保母職、本当に10倍以上の申し込みがあります。そういう中で、実際の試験の結果、平均点以上を取られている候補者というのは、町が採用する人員を、非常に多く超えてると言うんですか、があります。そういう中で、だから、平均点以上の中で、一次合格という形で決定しているのは、平均点以上を取っておられる中の、町が採用する職員の、概ね、当初お話したように、3倍ぐらいの人数。

ということは、例えば、1名、平均点以上、20名取られていて、1名の採用でしたら、3名から4名を一次合格者という形で、上位から一次合格者という形でしております。そういうのが、今の実状です。

議長（矢内作夫君） 　　もう1点あるかな。

〔鍋島君「先ほどの確認。(聴取不能)あるやろ。」と呼ぶ〕

議長(矢内作夫君) 公開条例。

総務課長(坪内頼男君) その点につきましては、情報公開、精査しますけども、私の今の段階での答弁としては、そういった請求があれば、その手続きに基づいて、反することがなければ、できるものと思ってます。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、鍋島君。

16番(鍋島裕文君) じゃあ、ええっとね、もう他のことです。

12ページの先ほどの保育園の社会保険料の関係、計上漏れは、分かりました。

それでね、この前の決算審査の中で、この臨時の社会保険料、保育士は1,200万円。ほぼ1,200万円だったんですね。それが、今度の補正では、約1,000万円だということ。2割ほど決算間では、少ないんですが、これは、臨時保育士の減少、あるいは、勤務形態の変更、何か、そういったことが、左右した補正予算になっているのかということ。

それから、もう1点は、教育費、

議長(矢内作夫君) 何ページですか。

16番(鍋島裕文君) 今、言います。言います。すいません。

17ページ。17ページの社会教育費の図書館費、図書購入。これ、200万円補正ということで、大いに賛成なんですけれども、ただ、その、例年、決算の690万、この当初予算も700万で、200万円増額されてます。増額賛成なんですけど、この200万円の増額の理由。

それから、今後も900万ぐらいの規模で、図書購入されていくんか、そのあたりをお伺いいたします。

〔総務課長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、総務課長。

総務課長(坪内頼男君) 保育園の社会保険料の、この金額ですけども、それにかかる臨時職員の勤務形態とか、そういうことについては、この年度については、その変更に伴う要素はありません。はい。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、生涯学習課長。

生涯学習課長(福本美昭君) 図書費の200万の補正でございますけれども、昨年の水害にかかる図書の書籍の被害がございました。その被害額が、1,600万を超えるものでございます。それで、前年と、今年度にかけて、その物の、保険の請求の関係でございますけれども、それで購入をしておるものが、200万不足しておるということで、これからまだ、

購入したものと、購入しているものと、これから、まだ購入するものがあるんですけども、予算上から言えば、200万円の、その不足があるということで、今回、200万円の補正をさせていただきまして、それを共済金の請求をさせていただくということで、200万円挙げさせていただいております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。他に。

それじゃあ、あるようでしたら、ちょっと、ここで一次休憩をさせていただきます。15分間、この時計で11時までということで。はい。

午前10時46分 休憩

午前10時59分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き会議を再開いたします。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 笹田君。

8番（笹田鈴香君） 13ページですが、先ほど、あの、野生動物の防護柵のことが出ておりましたが、まあ一応関連もしますが、まず、この内容ですね。

内容と、それから、今後、今、どれぐらい、他に要望が出ているかどうか、そのへんをお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今、今回挙げさせていただいておるのはですね、門脇、林崎、平谷ですか、それから淀のですね、を挙げさせて、約延長1万9,530メートル分を挙げさせていただいております。

これからですね、また要望も出るでしょうし、それから、今、要望でね、当初予算で挙げているものですね、延長の、実際やれば延長の増減、精査すればですね、増減が出てきますので、そのへんで、トータル的には、精査をしてきたいというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） それで、この防護柵の設置なんですけど、ずっと以前は、国の事業で、いろいろ業者にね、委託をして、仕事をしてもらったというようなこともあったわけですが、こういったのが、今後、見通しがあるのかどうかということ。

それと、さっきも出てましたけど、本当に、水稻だけじゃなくって、もう家で作っている畑の物、もう今年ですと、ジャガイモからカボチャから、もう全部やられてしまったということを聞いているのですが、そういった家を見ますと、放っているんじゃなくって、トタンもしている。メッシュもしている。のり網までしている。それでも入ってやられる

ということで、やはり負担がね、凄い大変です。そういった意味で、やはり、水稲だけじゃなく、その勿論、畑になるから、該当はするわけですけども、1回だけじゃなくって、やはり何回も、何回も入られるということで、せめて、個人でした場合は、補助の対象になりませんが、ずっと以前のように、旧佐用町の時のように、やはり、全部こう、プラスして、その延長を集落でまとめて補助の対象にすると。そういったようなことを考えていただけないかどうか。そのへんもお尋ねします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 獣害ではですね、先ほども、ちょっとお話ししましたようにですね、もう長年ですね、防護柵を設置していただいております。それによって、全てですね、町の単独費用だけじゃ大変ですから、いろんな、そういうですね、それぞれの、事業メニューを探してですね、事業メニューに採択できるようなものがあればですね、そういうものを採用させていただいて、そういう対策を取っております。だから、町単だけじゃなしにね、県の補助制度なり、国の補助制度がある分についてはですね、そういう形で、地元と協議をしてですね、やらせていただいております。

それと、今、言われるようにですね、最初、のり網から始まってですね、トタン、ワイヤーメッシュ、電気柵、いろんな手法があります。しかし、これをしたから絶対と。前も話をしましたけれども、これをしたから絶対入らないということは、あり得ません。動物達もですね、学習能力が高まってですね、いろんな方法でですね、入ろうとします。それに、負けずにですね、まあ、根比べのようなものです。だから、そういう形でですね、農家の皆さんにも対応もしていただきたいなというふうに思います。

しかし、行政としてできるのはですね、個々のやつを、いちいち全部するというのは、これはもう、できません。だから、集落で、話し合いをされてですね、全体で、集落で守っていく。個々で守るんじゃなしに、集落で守る。

先ほどの駆除と一緒にですね、猟友会に委託するだけじゃなくして、やはり住民も一緒になってですね、守っていくと。そういう形ですね、考え方に則っていただいね、対応をしていただきたいし、町の方もですね、そういうものについては、協議をしながらですね、いい方法を見つけていきたいなというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） それとですね、ちょっと、おりとは、直接関係ないんですが、さっきも昼間に、イノシシや、シカは勿論、よう出ているんですけども、

議長（矢内作夫君） 簡潔にお願いしますよ。

8番（笹田鈴香君） ああ、すみません。

一昨日、14日の朝ですけども、5時頃に、下長尾で、イノシシが道に飛び出して来たんで、たまたまケガも何もなかったんですが、熊が出た時には、出没の放送されるんですが、あの5時台にも、たくさんウォーキングされている方がいるんです。長尾の辺りでも、で

すから、長尾だけには限らない、いつどこで出てくるか分からないので、是非、危険という、そのね、イノシシに注意という放送もして欲しいと思うんですが、よろしく願います。答えがもらえたら、よろしく。

議長（矢内作夫君） 誰か答えますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 熊はね、やっぱりあの、熊でもですね、今出て直ぐというのはですね、その時の状況、目撃情報を見ながら、状況を考えながら、住民の安全を考えてですね、放送はしてます。

しかし、シカとかイノシシ、確かに、飛びかかってくれば、ケガをしますし、牙がありますから、牙で、パッとやられればですね、全国でも、イノシシに襲われて死亡した例もございます。

まあ、しかし、そういうものではですね、危害を加えるような、まあ、向かっていかない。猿でも一緒ですけどね、向かって行ったら危害を加えますので。しかし、まあ、一々ですね、全てが、全て放送するというのは、いかないと思います。そういう目撃情報があってですね、こういう状況だったということあれば、そこでですね、われわれとして、これは、放送しなければならないなというふうに判断させていただいたら、放送はしますけれども、これは、大丈夫だなと。何とか、住民の方ですね、頑張っ欲しいということになれば、放送はしないということで、その時の判断をさせていただきたいというふうに思います。

議長（矢内作夫君） はい、他にないですか。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。続いて、賛成はないな。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） 討論は、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 80 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。議案第 80 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員。よって議案第 80 号、平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 3 . 議案第 81 号 平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第3、議案第81号、平成22年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）の提出についてを議題といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、3ページの財政調整交付金の中の特別調整交付金について、伺います。この分については、ここに書いてありますように、特定健診の未実施の委託ということで、歳出出てますけども、特別調整交付金ということで、今年度、13日に、先日13日に厚労省が、いわゆる国民健康保険法第44条、病院窓口支払の減免ですね、それについて、今までは、法律にあるけども、国は財政措置をしてなかったということで、13日に、全国の市町村に、財政措置、それも、この特別調整交付金でね、行くと。2分の1という通知を出しています。

で、また、再度、昨日ですか、厚労省から町村に、Q & Aも出てるみたいですけど、それで、この国保法44条の関係については、これまでも議会で議論し、昨年度の災害についてね、附則で適用したという本町の経過があります。

で、今回、災害だけじゃなくって、失業や廃業、そういった急激な所得減少に伴うような方が出た場合に、病院窓口を減免すると。それも国の財源措置もするということをするわけですから、これは、この、今回補正出てないのは、当たり前なんですけど、補正等を踏まえてですね、町は、考えるべきじゃないかというふうに思うんですけど、このあたりの状況等をですね、説明願います。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 13日付けのマスコミさんの新聞等ございます。神戸新聞を読ませていただきました。その中で、いろいろ、この国保の医療費の減免につきましては、今まで、今、言われましたように、町が独自にやれば、100パーセント独自ということで、災害減免と、また違う形になっております。その中で、読ませてもらってますと、いろいろ、この基準には、今、言われましたように、生活保護等の所得の基準がございまして、まだ、私とも、昨日の今日ですので、詳しくは、研究しておりませんが、まあ、今、言われましたように、インターネットメールでは、配信されておりますけども、まだ、正式には、公文書として来ておりません。そういう面で、公文書で来た段階におきまして、また、どのへんまで該当があって、どれぐらい、2分の1の、2分の1国の補助で、2分の1町単費ということになりますと、まあ、どのへんまで、町単費が必要なのか、そのへんも含めて、正式文書をもって、もう一度、検討してみたいと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 5ページの出産一時金の、これは、単なる、ただ、財源変更のこと  
でございますけれど、この1子、2子、3子、それぞれの祝い金がですね、今、もらって  
おる分の金額ですね、何らか、子ども達の数が増えてきておりますので、佐用町としては  
ですね、今後のまあ、中ですね、もう少し増やして、子育て、まあ町長が、医療費なん  
かについても、小中学校の分について、そういうような考慮されたりはしておりますけれ  
ど、その一時金についても、見直しということは、ちょっと、今のところ考えられておる  
んかどうか、そこらへんについて、伺いたい。

議長（矢内作夫君） 住民課長、答えますか。住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 今のご質問ですけれども、昨年の10月には、38万円から、現在42  
万円に、一応、4万円の増額はされております。今後、その4万円の増額がありましたの  
で、まあ、今後、動向を見ながら、また、その増額とか、そういう面は、ちょっと、検討  
していかなあかないと思っておりますけれども、まだ、できて、増額してから、1年ほどです  
ので、今後、そういう形で、動向を見て行きたいと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、他に。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を  
終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。  
これより議案第81号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。  
議案第81号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員。よって議案第81号、平成22年度佐用町国民健  
康保険特別会計補正予算案（第2号）の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第4．議案第82号 平成22年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第1号）の提出につ  
いて

議長（矢内作夫君） 続いて日程第4、議案第82号、平成22年度佐用町介護保険特別会  
計補正予算案（第1号）の提出についてを議題といたします。  
これから質疑を行います。ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたし  
ます。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論、ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 82 号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。議案第 82 号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員。よって議案第 82 号、平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 . 議案第 83 号 平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 5、議案第 83 号、平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 2 ページなんですけれども説明をお願いしたいんですが、短期宿泊事業ですね、これに対する説明と、それから下の宿泊事業の食事代ですが、これに、この説明をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 短期宿泊事業と言いますのは、朝霧園はですね、ご案内のとおり 50 人の定員なんですけれども、それについてはね、入所者数については、いわゆる正規の入所者数については、だいたい、47、8 人なんですけれども、家庭の事情で、何らかのね、一時的にお預かりをさせていただくと、それは、許容範囲の中なんですけれども、その方々です。それで、その方については、通常のコスト負担ではなくて、1 日、3,810 円、これをいただくと。いただくという内が、町の方からね、佐用町が措置してますので、佐用町から負担をする。それで、その内ですね、760 円、食事代を個人からいただくという仕分けになっております。それで、これについては、どちらも 200 人の増を当初からですね、予定するということで、3,810 円と 760 円を 200 人掛けたら、それぞれ、この数字になると思います。

ちなみにですね、去年は、災害がございましたので、非常に、この数字が多ございました

た。昨年8月10日から10月9日までですね、20人の、そういった災害絡みの方が入られまして、トータル820日ぐらいね、入られたというふうな実績がございました。参考までにお知らせをいたします。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 今出ました災害の関係なんですけども、この災害、被災されて入られた方が、20人ぐらいと言われたんですが、現在の状況は、どのようになっているのでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） お陰様でと言うんですかね、この4月以降に4人いらっしゃったんですけども、もう全てお帰りになりまして、それぞれ自宅等で生活をされております。災害関連の方は、もう、いらっしゃいません。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） で、その時の、その、介護保険の関係の方もあったと思うんですが、これらは、どのように、対応されているかどうか。例えば、その人も、最後まで介護保険が同じように減免で対応されたかどうか。そのへんもお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 同様の取扱をしております。

議長（矢内作夫君） はい、他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対しての討論を終結をいたします。

これより議案第83号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。議案第83号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 83 号、平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 6 . 議案第 84 号 平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 6、議案第 84 号、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。  
これから質疑に入ります。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 歳出の 4 ページで伺います。

1 点目は、1、一般管理費 19 万 5,000 円の補正内容ですけれど、水道水源保護審議会委員報酬ということで、挙がっておりますが、この内容。

それから、その下、20、現場管理費の工事請負金。いずれも内容なんですけれど、提案の時にも説明はありましたけれど、今一度、お願いします。

その下、簡易水道事業費建設改良費の工事請負金、簡易水道災害復旧費の測量設計委託料ですね、このいずれも事業内容、補正内容について、お願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長、4 件について。はい。

上下水道課長（野村久雄君） お答えします。

先ほどの水道水源保護審議会の件ですけれども、報酬 2 回分を予定しております。今後、2 回ぐらいは、審議があるということで、2 回予定しております。

それから、簡易水道事業費の建設改良の工事請負費ですけれども、これは、長谷橋の架け替え、これは、県の助成事業で、長谷橋架け替えになるんですけれども、その工事費と、それからクリーンセンターの進入路の水道管の移設工事を予定しております。

それから、次に、災害復旧ですけれども、災害復旧の測量設計委託料、これは、本位田の水管橋の、本設の方、仮設はもう、以前、既にできておるんですけれども、本設の方が、まだできておりません。それで、設計のみを、今年度やる予定で、補正で挙げさせていただいております。

以上でございます。

議長（矢内作夫君） 20 目のね、20 目の 15 節の工事請負費。

上下水道課長（野村久雄君） ええっと、現場管理費の工事請負費ですけれども、これは、県道の拡幅工事、三河の交差点の付近、今、工事しておりますので、それに伴いまして、消火

栓を移設する必要がありますので、今回、補正させていただいております。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 最初の水源保護審議会、2 回程度、今後、予定されているということで、想定される 2 回というのは、今、ありますか。

それと、若桜下三河線、その下の工事請負費に、消火栓の移設なんですけど、1 箇所なんです。ちょっと、現場、見たんですけど、その点、ちょっと詳しくお願いします。

議長（矢内作夫君） 2 点。

17 番（平岡きぬ糸君） はい。よろしく。

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長、どうぞ。

上下水道課長（野村久雄君） 水道水源ですけども、1 件は、秀谷の谷で、計画されておりますので、それを 1 件予定しております。それから、もう 1 件は、今のところ特にはありませんけども、もう 1 件は、もしあったらということで、予定しております。

それから、上三河の消火栓ですけども、現在、民地の中に、現在立っております。それで、拡幅によって、そこも道路敷になりますので、それを移転する予定で挙げております。

〔平岡君「1 件やね」と呼ぶ〕

上下水道課長（野村久雄君） 1 件だけです。

議長（矢内作夫君） 他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案に対しての討論を終結をいたします。

これより議案第 84 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 84 号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 84 号、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 7 . 議案第 85 号 平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について

議長(矢内作夫君) 続いて日程第 7、議案第 85 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第 2 号)の提出についてを議題といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長(矢内作夫君) ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案に対しての討論を終結をいたします。  
これより議案第 85 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 85 号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員。よって議案第 85 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第 2 号)の提出については、原案のとおり可決されました。

---

〔山田君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、山田君。

14 番(山田弘治君) この際、動議を提出いたします。  
野生鳥獣対策の充実・強化を求める意見書(案)を、本日の日程に追加されることをお願いいたします。

議長(矢内作夫君) ただ今、山田弘治君から、意見書案を、日程に追加して議題とすることの動議が提出されました。

〔西岡君「はい、賛成」と呼ぶ〕

議長(矢内作夫君) はい、賛成者がありますので、成立をいたしました。  
ここで、暫時休憩をいたします。

午前 11 時 22 分 休憩

-----  
午前 11 時 23 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。  
山田弘治君から、お手元に配布しましたとおり、意見書案が、文書で提出されました。  
お諮りをいたします。意見書案についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは、可決されました。

---

追加日程第1．発議第10号 野生鳥獣対策の充実・強化を求める意見書（案）

議長（矢内作夫君） それでは、追加日程第1、発議第10号、野生鳥獣対策の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。  
提案に対する提出者の説明を求めます。14番、山田弘治君。

〔14番 山田弘治君 登壇〕

14番（山田弘治君） それでは、ただ今、上程されました、野生鳥獣対策の充実強化を求める意見書についての、提案説明をいたします。

先ほども、一般会計の中で、獣害被害の対策の強化をいう意見もございました。そういうことを踏まえて、ご賛同の方をよろしくお願いしたいと思います。

平成20年度における野生鳥獣による農作物への被害は、兵庫県で約9億円、全国では約199億円に上っており、経済的な損失にとどまらず、農家の生産意欲を著しく後退させ、中山間地域等における集落維持にも大きく影響を及ぼす深刻な事態となっております。平成20年2月には鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が施行され、国が市町村の被害防止の取り組みを直接採択する鳥獣被害防止総合対策交付金が、3箇年の特別措置として創設をされたところであります。

しかしながら、最終年度に当たる今年度は、要望額46億9,357万円に対し、交付額は22億7,800万円と要望額の48.5パーセントと、前年度より大幅に減少し、本県を含めた多くの府県において、交付内示額と要望額に大きく隔たりが生じる状況となっております。

ちなみに、本県への交付金は、平成9年度が1億1,905万円。平成10年度は6,957万円で、要望額の30パーセントであります。

水源のかん養や環境保全等の公益的機能に有する中山間地域の維持・振興を図るとともに、安心して農林業等が継続できる環境整備は極めて重要であり、このためにも、引き続き国・都道府県・市町村が一丸となって実効ある野生鳥獣対策を講じる必要があります。

国におかれましては、鳥獣被害防止総合対策交付金について、必要な予算の増額措置を速やかに講じるとともに、来年度以降の継続実施をはじめとする、野生鳥獣対策の一層の充実・強化を図られるよう、強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同を心からお願いし、提案説明といたします。

議長（矢内作夫君） 提案に対する提出者の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決いたします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） これ単なる訂正だと思いますけども、やっぱり、本会議なんで、本県の交付額の平成 9 年度、平成 10 年度は、2009 年度、2010 年度だと思いますので、一応、確認だけさせてください。

議長（矢内作夫君） ちょっと、間違っていました。確かに。

14 番（山田弘治君） そういうふうに、訂正させてください。

〔鍋島君「本会議やからな」と呼ぶ〕

〔山田君「はい」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 他にありませんか。ないようですので、本案に対する質疑を、これで終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより、発議第 10 号についてを採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

発議第 10 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって発議第 10 号、野生鳥獣対策の充実・強化を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

---

議長（矢内作夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。明 9 月 17 日から 9 月 26 日まで、本会議を休会したいと思います。これが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、来る 9 月 27 日午前 9 時 30 分より再開し、一般質問を行います。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午前 11時29分 散会

---